

## 科 研 費 等 に お け る 研 究 活 動 の 不 正 行 為 防 止 の た め の 取 組 に つ い て

## 1. 現 状

## (1) 研究上の不正に関する適切な対応について(平成18年2月総合科学技術会議)

研究上の不正の問題に関する対応について、研究に関わる者の自立を基本としつつ、研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関等がそれぞれの立場において倫理指針や研究上の不正に関する規定を策定するなどを求める。

## (2) 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン(平成18年8月科学技術・学術審議会) [※参考資料1参照]

- 競争的資金に係る研究活動の不正行為に、文部科学省及び所管独立行政法人である資金配分機関や大学等の研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示す。
- 各機関には、本ガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることが求められる。資金配分機関には、競争的資金の公募要領や委託契約書等に本ガイドラインの内容を反映させることが求められる。

## (3) 競争的資金の適正な執行に関する指針(平成18年11月競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

- 競争的資金による研究論文・報告書等において研究上の不正行為があったと認定された場合講ずる措置について規定。
  - ・不正行為の悪質性等を考慮しつつ競争的資金の返還を求めることができることとして、その旨を公募要領上明記。
  - ・不正行為に関与した者について、当該競争的資金への応募資格を制限するほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正への情報を提供することにより、他の競争的資金への応募資格を制限(2～10年)。
  - ・不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者について、同様に応募資格を制限(1～3年)。

## (4) 日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成18年10月)及び同改訂版(平成25年1月) [※参考資料2参照]

- 科学者が社会の信頼と負託を得て主体的かつ自律的に科学研究を進め、科学の健全な発達を促すため決定した、すべての学術分野に共通する基本的な規範。
- 平成25年1月、研究活動における不正行為の事案の発生や東日本大震災を契機とし科学者の責任の問題等を踏まえ、改訂。
- 改訂版のポイント(関連部分) ※追記部分に下線

## II 公正な研究

(研究活動)

7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

## IV 法令の遵守など

14 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

### ◆科研費における取組

#### ①科学研究費取扱規程

(科学研究費補助金を交付しない事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一～四 (略)

五 不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。）当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間

#### ②研究活動の不正行為への対応に関する科学研究費助成事業における運用方針

「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」及び科学研究費補助金取扱規程に基づき、科研費により得られた研究成果について不正行為があつたと認定された者に対する措置（交付決定の取消、応募資格の停止等）の取扱いについて規定。

不正行為への関与に係る分類		学術的・社会的影響 度 行為の悪質度	除外期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの  当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	5～7年  3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者		2～3年	
	不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの  当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは不正行為の悪質度が小さいと判断されるもの	2～3年  1～2年

### 【参考】

#### ①東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について（建議）（平成25年1月17日）（抄）

#### 3. 研究活動の前提としての公正性の確保

- 研究活動におけるデータ等の捏造や改ざん、不適切なオーサiership等の不正行為は、科学技術・学術そのものに対する背信行為であり、国民の信頼を損ない、科学技術・学術の発展を妨げるものであることから絶対に許されない。研究者の厳格な自己規律や研究者コミュニティによる自浄作用が求められることは言をまたないが、大学、公的研究機関等においては、研究者倫理の教育・研修を実施する等その周知徹底が求められる。研究費を配分する機関において、不正行為防止の取組についてのチェックをより適切に行うなど、不正行為をなくすための取組を強化すべきである。

②我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針（平成25年4月22日科学技術・学術審議会総会）（抄）

2. 研究の質及び生産性の向上、新規性の高い研究の推進

(6) 国民の信頼と相互理解を元にした政策形成

- ④「社会の中の、社会のための科学技術」という認識を徹底した上で、研究者が常に倫理的な判断と行動を為し、国民の信頼を得ることができるよう、倫理教育を充実するなど、不正行為や研究費の不正使用を排し、研究活動の公正（Research Integrity）を確保

2. 論点

- 研究活動における不正行為を防止するため、研究機関における研究者倫理等に関する教育・研修はどうあるべきか。
- 例えば、研究者倫理等に関する教育・研修の受講を競争的資金の応募などの要件とすることについて、どのように考えるか。

(考えられる取組の例)

- ・ 研究者に対して、競争的資金への応募などの前提として、所属する研究機関における研究者倫理等に関する教育・研修の受講を求め、応募などの際に確認する。
- ・ 研究者に対して、競争的資金への応募などの前提として、共通的な研究者倫理に関する教材の履修を求める。